

隠岐の島町 お知らせ便

306号

令和2年

4月9日発行

別冊



お知らせ

令和2年度固定資産税に ついて

固定資産税は、その年の1月1日現在の固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税される税金です。

4月中旬頃までに、課税明細書及び納税通知書を納税者の方にお送りする予定です。なお、納期については次のとおりです。

- 第1期 令和2年4月30日(木)
- 第2期 令和2年7月31日(金)
- 第3期 令和2年9月30日(水)
- 第4期 令和2年12月25日(金)

※昨年度（平成31年度・令和元年度）より第1期の納付期限が4月末日となっておりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

役場 税務課固定資産係

電話 218574

「島まつり2020」の 開催延期について

令和2年5月9日、10日に開催を予定しておりました「島まつり2020」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期とします。

詳しくは、隠岐の島町観光協会までお問い合わせください。

◆延期にかかる対応

【島まつり2020の延期について】

令和3年5月8日(土)、9日(日)に延期します。

(開催内容)

第50回隠岐しげさパレード
令和3年5月8日(土)

第35回隠岐しげさ節全国大会
令和3年5月9日(日)

【パレード関係者の皆様へ】

出店を予定し、出店料をすでにお支払いの事業者様については、出店料は全額返金いたします。

【全国大会関係者の皆様へ】

全国大会の資格審査はすでに終了しています。資格審査の申請を行った方には、資格認定証を送付いたします。認定された資格は次回以降の大会でも継続して認められます。

◆問い合わせ先

島まつり実行委員会

隠岐の島町観光協会

電話 210787

生活福祉資金貸付制度 「緊急小口資金」等の 特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の特例措置が設けられました。

詳しくは、隠岐の島町社会福祉協議会までご相談ください。

【緊急小口資金】

○対象

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

○貸付上限

10万円以内※特例として20万円以内の場合もあります。

【総合支援資金】

○対象

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

○貸付上限（3ヶ月以内分）

- ・2人以上：月20万円以内
- ・単身：月15万円以内

◆問い合わせ先

隠岐の島町社会福祉協議会

電話 311303

FRP廃棄処分輸送費支 援事業について

町では4月1日からFRP漁船の廃棄処分輸送費の一部を助成します。

●交付対象者

漁船登録済みのFRP船舶を所有する町内の漁業者の団体または個人

●交付の率及び金額

解体および本土までの運搬に係る経費の1/2以内の金額

※1件当たりの上限20万円

●交付の流れ

①町内のFRP漁船廃船処理業者の見積を添付し交付申請書を町に提出します。

②町内のFRP漁船廃船処理業者でFRP漁船を廃船します。

③支出がわかる書類を添付して実績報告書を町に提出します。

④請求書を町に提出し、交付を受けます。

◆問い合わせ先

役場 農林水産課

水産振興室 水産振興係

電話 218563

宝くじ助成事業で 防災資機材を購入しました

久見地区では、前年度「財団法人自治総合センター」の助成を受けて地域防災資機材を購入しました。

同地区では、平成24年1月に自主防災組織を設立して以降、防災意識の向上に努めています。

●購入した品目一覧

- ・ 簡単組立テント1張
- ・ テント用横幕1枚
- ・ テント用重り6個
- ・ テント用UVシート4枚
- ・ 石油ストーブ2個
- ・ 発電機1台
- ・ バッテリーカ1台
- ・ インバーター1台
- ・ コードリール2個
- ・ LED投光器2個
- ・ パワートーチ2個
- ・ フラッシュライト2個
- ・ インパクトドライバ1個
- ・ 血圧計1台
- ・ 非接触体温計1個
- ・ 担架1台
- ・ 車いす1台
- ・ エアジャッキ1個
- ・ ハンマー2個
- ・ 掛矢2個
- ・ パール2本

- ・ アルミポンチョ 30個
- ・ スコップ 8本
- ・ ヘッドライト 10個
- ・ トランシーバー 10台
- ・ 懐中電灯 10個
- ・ アルミ製リヤカー 1台
- ・ 望遠双眼鏡 4個
- ・ 二連はしご 1個
- ・ オキシメーター 1個



◆問い合わせ先

役場 総務課危機管理室

電話 212111



農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集

町では、今年7月末に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選を迎えることに伴い、今年8月からの農業委員及び農地利用最適化推進委員を、次のとおり募集しています。

【農業委員】

● **募集条件**
農業に関する見識を持ち、農地に関する許認可や農地利用の最適化の推進など、農業委員会の職務を適切に行うことができる方。

● **募集人数**
8人

● 主な職務内容

月1回の農業委員会に出席し、農地の許認可についての審議などをを行います。

● 募集期間

4月1日（水）から

5月11日（月）まで

● 任期

令和2年8月1日から

令和5年7月31日まで

● 選考方法及び任命

募集締切後、選考委員により委員候補者の選考を行い、議会の同意を得た後、町長が任命します。

【農地利用最適化推進委員】

● 募集条件

農地利用の最適化の推進に熱意と見識をお持ちの方。

● 募集人数

12人

● 主な職務内容

担当区域の農地利用の状況調査や農業委員会へ出席して、調査結果や状況を説明。

● 募集期間

農業委員の募集期間と同じ

● 任期

農業委員の任期と同じ

● 選考方法及び任命

募集締切後、選考委員により農地利用最適化推進委員候補者の選考を行い、農業委員会の承認を得たあと、農業委員会が任命します。

※農業委員及び農地利用最適化推進委員は、兼ねて応募することができます。

詳しくは、隠岐の島町ホームページをご覧いただくか、役場農林水産課農林振興係内の農業委員会事務局までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場 農林水産課農林振興係

電話 218563